

	摘示事実		社会的評価の低下の有無		違法性阻却事由又は責任阻却事由の有無	
	原告の主張	被告の主張	原告の主張	被告の主張	原告の主張	被告の主張
本件摘示事実①について	原告が、区役所の建て替えに伴い、区長の机と椅子だけで約８５万円、執務用の棚や応接チェアなど合わせて約１２００万円という法外な額の家具を購入し、公金から支出した事実（本件摘示事実①）。 本件各記事は、原告に対する否定的評価を断定的に論じていること、原告が実際に支出したことを事実として記載していること等からすると、上記事実を断定的に摘示するものといえる。	１ 区役所の建て替えに伴い、約１２００万円もの費用が区長室の区長の机や椅子、応接チェアなどに支出されることに対する疑問の声がある事実。 ２ 原告が、区役所の建て替えに伴い、区長の机と椅子だけで約８５万円、執務用の棚や応接チェアなど合わせて約１２００万円という法外な額を計上させた事実。	本件摘示事実①は、現職の区長という公職の地位にある原告が、自らのために多額の公金を支出しており区長としての資質に重大な問題があるとの印象を読者に与えるものであり、原告の区長としての社会的評価を著しく低下させる。	１ 本件各記事は、「ご指摘の物品等については（中略）区長指示で購入金額の低減に向けた調査をしており（中略）大幅な見直しを進めています」との原告の主張も紹介していることから、原告の社会的評価は低下していない。 ２ 約１２００万円を計上させたことが摘示事実であるとしても、実際にその金額が最終的に決定されたものではないから、直ちに原告の社会的評価を低下させるものではない。	本件各記事が発行された時点で備品は購入に至っておらず、本件摘示事実①は真実ではない。 本件見積書は飽くまで備品購入計画の検討のためのものであり、備品の購入に関する確定的な費用の見積もりではないし、原告の意向が反映されて作成されたものでもない。	１ 原告の世田谷区長としての公用車の使用方法や、区長室内の備品の支出金額に関する問題を報じることには公共性があり、公益目的であるといえる。 ２ 区政関係者が本件見積書を取得していたことからすれば、区長室の備品購入費用が適切といえるのかについて疑念が存在した事実は、真実である。 ３ 本件見積書は、株式会社オカムラが原告の希望を取り入れて作成したものであるから、原告が約１２００万円を計上させた事実には真実性又は真実相当性がある。
本件摘示事実②について	原告が、世田谷区に住んでおらず、居住実態と異なる家を届け出て自宅を偽装している事実（本件摘示事実②）。 本件各記事は、原告に対する否定的評価を断定的に論じていること、区政関係者の発言を引用する形をとるが、当該発言が真実であることを前提とした構成をとっていること等からすれば、上記事実を断定的に摘示するものといえる。	原告の公用車の使用方法について疑念の声があり、その疑念に関して、原告が居住実態と異なる家を役所に報告し、不適切な公用車の使用方法をとっている可能性が高いとの指摘がある事実。	本件摘示事実②は、現職の区長が虚偽の届出を行っており区長としての資質に重大な問題があるとの印象を読者に与えるものであり、原告の区長としての社会的評価を著しく低下させる。	本件各記事は、「区長就任当時の自宅は狛江市のみでした。就任後、激務であることから区内東部のaに私費で住居を借りています。この二ヶ所で、区内の東部と西部をカバーすることができて、効率的に利用しています」、「通勤届については、主たる生活の本拠地として住所を世田谷区aとし、通勤方法は自宅から勤務庁までの公用車としております」との原告の主張も紹介していることから、原告の社会的評価は低下していない。 本件摘示事実②が原告の社会的評価を低下させることは認める。	原告は、主たる生活の本拠地をaに置いており、本件摘示事実②は真実ではない。 庁有運転記録を見ても、公用車でaと区役所の間を移動した日が１８３日あり、また、公用車で迎えに行った日は、狛江が１３２日、aが１４３日あるのであり、aにも居住実態があることは明らかである。そのため、本件摘示事実②には真実相当性もない。	１ 上記のとおり、本件各記事には公共性及び公益目的がある。 ２ 原告は、自宅として届け出ていない狛江の住所から区役所まで公用車を利用しており、これは区の公用車使用基準に反する可能性があるものであるから、公用車の使用方法について疑念があった事実は真実である。 ３ 本件摘示事実②を前提としても、原告は自宅として届出のない狛江の住所から区役所への移動に１年の半分近く公用車を利用しており、狛江の居宅が自宅としてふさわしいといえるから、本件摘示事実②には真実性又は真実相当性がある。